

令和五年内閣府令第六十一号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令を次のように定める。

（特定重要設備）

第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業については、当該各号に定める業務（特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠なものに限る。）に関するデータの処理（当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。）の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいい、当該業務の運営のために特に必要なものに限る。以下この条において同じ。）及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムとする。

一 銀行業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業をいい、同法第十条第一項の規定に基づき行うものに限る。次条第一号において同じ。） 次に掲げる業務

- イ 預金の受入れ
- ロ 資金の貸付け又は手形の割引
- ハ 為替取引

二 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うもの 次に掲げる業務

- イ 会員の預金の受入れ
- ロ 会員に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。次号ロにおいて同じ。）
- ハ 為替取引

三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項（第一号及び第二号（会員に対する資金の貸付けに係る部分に限る。）に係る部分に限る。次条第三号において同じ。）及び第六項（第一号（同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。次条第三号において同じ。）の規定に基づき行うもの 次の事業に係る業務

- イ 会員の預金の受入れ
- ロ 会員に対する資金の貸付け
- ハ 為替取引

四 資金移動業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業をいう。以下この号及び次条第四号において同じ。） 資金移動業に係る業務

五 保険業（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業をいう。次条第五号において同じ。） 保険金の支払又は損害の填補に係る業務

六 取引所金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）の開設の業務を行なう事業 当該業務のうち、次に掲げるものに係る業務

- イ その開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買（デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）に該当するもの及びその業務規程で定める売買立会によらないものを除く。第八号イにおいて同じ。）又は市場デリバティブ取引（同条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいい、当該業務規程で定める立会によらないものを除く。同号イにおいて同じ。）
- ロ 金融商品取引法第二百三十条の規定による通知又は公表

七 金融商品債務引受業（金融商品取引法第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業をいう。以下この号及び次条第七号において同じ。） 次に掲げる取引について行なう金融商品債務引受業に係る業務

- イ 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。次条第六号において同じ。）
- ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引を除く。）
- ハ 国債証券の売買（イ及びロに掲げる取引に該当するものを除く。）

八 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この号及び次条第八号において同じ。） 第一種金融商品取引業に係る業務のうち、次に掲げる行為に係る業務

- イ 取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理
- ロ イに掲げる行為に関して行なう金融商品取引法第二条第八項第十六号又は第十七号に掲げる行為

九 信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。次条第九号において同じ。） 信託財産の管理

十 資金清算業（資金決済に関する法律第二条第二十項に規定する資金清算業をいう。以下この号及び次条第十号において同じ。） 資金清算業に係る業務

十一 第三者型前払式支払手段（資金決済に関する法律第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいい、同法第四条各号に掲げるものを除く。次条第十一号において同じ。）の発行の業務を行なう事業 当該業務

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条 法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業については、当該各号に定めるとおりとする。

一 銀行業 その事業を行う者が次のいずれかに該当する者であること。

- イ 直近の三事業年度の末日における預金残高の平均が十兆円以上である者
- ロ 直近の三事業年度の末日における預金口座（別段預金に係るものと除く。）の数の平均が千万口座以上である者
- ハ 直近の三事業年度の末日における国内に設置している現金自動支払機及び現金自動預入払出兼用機の数の平均が一万台以上である者

二 信用金庫法第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うもの その事業を行う者であること。

三 中小企業等協同組合法第九条の九第一項及び第六項の規定に基づき行うもの 同条第一項第一号の事業を行う者であること。

四 資金移動業 その事業を行う者が次のいずれにも該当する者であること。

- イ 直近の三事業年度の末日における利用者の数の平均が千万人以上である者
- ロ 直近の三事業年度において為替取引により移動させた資金の合計額の平均が四千億円以上である者

五 保険業 その事業を行う者が次のいずれかに該当する者であること。

- イ 直近の三事業年度における損益計算書に計上すべき保険金等支払金の額から損益計算書に計上すべき解約返戻金、その他返戻金及び再保険料の合計額を控除した額の平均が一兆円以上である者
- ロ 直近の三事業年度の末日における生命保険業務（保険業法第二条第二十九項に規定する生命保険業務をいう。）に係る保険契約の件数の平均が二千万件以上である者
- ハ 直近の三事業年度における損害保険業務（保険業法第二条第三十項に規定する損害保険業務をいう。ニにおいて同じ。）に係る元受正味保険金の額の平均が一兆円以上である者
- ニ 直近の三事業年度の末日における損害保険業務に係る保険契約の件数の平均が二千万件以上である者
- 六 取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業 その事業を行う者（直近の三事業年度において行われたその開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る総売買代金の平均が七十五兆円未満である者を除く。）であること。
- 七 金融商品債務引受け業 金融商品取引法第百五十六条の二の免許又は同法第百五十六条の十九第一項の承認を受けてその事業を行う者であること。
- 八 第一種金融商品取引業 金融商品取引法第二十九条の登録を受けてその事業を行う者が次のいずれかに該当する者であること。
- イ 直近の三事業年度の末日における顧客から預託を受けた金銭、有価証券その他の財産の残高の平均が三十兆円以上である者
- ロ 直近の三事業年度の末日における顧客が有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座の数の平均が五百万口座以上である者
- 九 信託業 その事業を行う者が直近の三事業年度の末日におけるその受託する信託財産（管理を第三者に委託しているものを除く。）の残高の平均が三百兆円以上である者であること。
- 十 資金清算業 資金決済に関する法律第六十四条第一項の免許を受けてその事業を行う者であること。
- 十一 第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う事業 その事業を行う者が次のいずれにも該当する者であること。
- イ 直近の三事業年度の末日におけるその発行する第三者型前払式支払手段を使用することができる加盟店（資金決済に関する法律第十一条第一項第四号に規定する加盟店をいう。）の数の平均が一万店以上である者
- ロ 直近の三事業年度において発行した第三者型前払式支払手段の発行額の平均が一兆円以上である者
- （特定社会基盤事業者の指定の通知）
- 第三条** 法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者（前条各号に掲げる特定社会基盤事業を行う者に限る。以下同じ。）の指定の通知は、様式第一による指定通知書によって行うものとする。
- （特定社会基盤事業者の指定等に関する公示の方法）
- 第四条** 法第五十条第二項（法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による特定社会基盤事業者の指定（法第五十一条において準用する場合にあっては、指定の解除）の公示は、官報に掲載して行うものとする。
- 2 金融庁長官は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- （特定社会基盤事業者の名称等の変更の届出）
- 第五条** 法第五十条第三項の規定による特定社会基盤事業者の名称又は住所の変更の届出は、様式第二による名称等変更届出書によって行わなければならない。
- （特定社会基盤事業者の指定の解除の通知）
- 第六条** 法第五十一条において準用する法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者の指定の解除の通知は、様式第三による指定解除通知書によって行うものとする。
- （親法人等）
- 第七条** 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。第二十条において「令」という。）第十条第三項の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。第二号ホにおいて同じ。）を支配していないことが明らかであると認められる法人等を除く。
- 一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であって、有効な支配從属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この条において同じ。）の総株主等（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を自己の計算において所有している法人等
- 二 他の法人等の総株主等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
- イ 当該法人等が自己的計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の総株主等の議決権の過半数を占めていること。
- ロ 当該法人等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。）、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者であって当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
- ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
- ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下ニにおいて同じ。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下ニにおいて同じ。）を行っていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。
- ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
- 三 法人等が自己的計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の総株主等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己的計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であって、前号ロからホまでに掲げる要件のいずれかに該当するもの

(重要維持管理等)

第八条 法第五十二条第一項の特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するため
に重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の
手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 維持管理

二 操作

(導入等計画書の届出)

第九条 法第五十二条第一項の導入等計画書は、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第四（一）によるものとし、特定重要設備
の重要維持管理等を行わせる場合にあっては様式第四（二）によるものとする。

2 法第五十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間又は有効期限のあるものにあっては、同項
の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあっては、当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。

一 特定重要設備の供給者及び構成設備（第十二条に規定する構成設備をいう。）の供給者又は特定重要設備の重要維持管理等の委託の
相手方及び当該委託の相手方から重要維持管理等の再委託を受けた者（当該再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理
等を行わせる場合にあっては、当該再委託の相手方を含む。以下「再委託の相手方等」という。）（以下「供給者等」という。）の登記
事項証明書（これに準ずるものと含む。）

二 供給者等の役員（次に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下同じ。）の旅券（出入国管理及び難民認定法
(昭和二十六年政令第三百十九号) 第二条第五号に掲げる旅券をいう。以下この号において同じ。）の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載
事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（当該役員が外国人である場合にあっては、旅券の写し、同法第十九条の三に規定する
在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）
第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一
号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）を証する書類）

イ 株式会社 取締役（指名委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役）

ロ 持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。） 業務を執行する社員

ハ 一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合 理事

ニ 組合（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。） 組合員
(同法第六百七十条第三項の規定により業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。以下ニにおいて同じ。）が業務を執行する組
合にあっては、当該業務執行者)

ホ その他の法人等 イからニまでに定める者に準ずる者

(特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合)

第十条 法第五十二条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合
(特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場
合を除く。) であって、他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を
緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

2 法第五十二条第十一項の緊急導入等届出書は、特定重要設備の導入を行った場合にあっては様式第五（一）によるものとし、特定重要
設備の重要維持管理等を行わせた場合にあっては様式第五（二）によるものとする。
(法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定めるもの)

第十一条 法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びにその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域（以下「設立準
拠法國等」という。）（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

二 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法國等又は国
籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

三 特定重要設備の供給者の役員の氏名、生年月日及び国籍等

四 届出の日の二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総
額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等（外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政
党その他の政治団体をいう。以下同じ。）との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当
該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における特定重要設備の供給者の売
上高の総額に占める割合

五 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

(構成設備)

第十二条 法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為
の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次に掲げるものその他の設備、機器、装置又はプログラム
のうち、第一条に規定する業務の運営のために特に必要なものとする。

一 業務アプリケーション

二 オペレーティングシステム

三 ミドルウェア

四 サーバー

(法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの)

第十三条 法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 構成設備の種類、名称及び機能

二 構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法國等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

三 構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法國等又は国
籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

四 構成設備の供給者の役員の氏名、生年月日及び国籍等

五 届出の日の二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額の
うちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当
該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における構成設備の供給者の売
上高の総額に占める割合

六 構成設備を製造する工場又は事業場の所在地

(法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるもの)

第十四条 法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 重要維持管理等の委託の相手方の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法國等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）
- 二 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法國等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合
- 三 重要維持管理等の委託の相手方の役員の氏名、生年月日及び国籍等
- 四 届出の日の二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額に占める割合

(法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるもの)

第十五条 法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者に再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間
- 二 重要維持管理等の再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間
- 三 再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法國等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）
- 四 再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法國等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合

五 再委託の相手方等の役員の氏名、生年月日及び国籍等

六 届出の日の二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額に占める割合

(法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項)

第十六条 法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定重要設備の導入を行うに当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置
- 二 特定重要設備の重要維持管理等を行わせるに当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置
(導入等計画書の届出の例外)

第十七条 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合において、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、導入等計画書にその旨を記載するとともに、該当することを証する書類を添付することにより、当該再委託に係る第十五条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項の記載並びに第九条第二項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- 一 特定社会基盤事業者が、当該再委託に係る第十五条第一号及び第二号に掲げる事項を把握するための措置を講じているとき。
- 二 特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者に再委託した者が、当該再委託を受けた者において次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じているとき。
 - イ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等を行う区域を特定し、特定された当該区域への立入りを制限することその他の当該区域への不正なアクセスを予防するための措置
 - ロ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要維持管理等に関する記録の保管のための手順及びその確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無を、定期に又は隨時に、監査することとしていること。

(期間の短縮に関する通知)

第十八条 金融庁長官は、法第五十二条第三項ただし書及び第五項（これらの規定を法第五十四条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を短縮するときは、短縮の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

(期間の延長に関する通知)

第十九条 金融庁長官は、法第五十二条第四項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長するときは、延長の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

(法第五十二条第七項の通知の手続)

第二十条 令第十一条の規定に基づく通知は、様式第六により行うものとする。

(勧告に係る変更を加えた導入等計画書の届出)

第二十一条 法第五十二条第八項（法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあっては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあっては当該届出日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第四（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては様式第四（二）により行うものとする。

(勧告を受けた特定社会基盤事業者に対する命令)

第二十二条 金融庁長官は、法第五十二条第十項（法第五十四条第二項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、法第五十二条第六項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十五条第一項及び第二項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者に命令をするときは、当該特定社会基盤事業者に対する命令の内容を記載した文書を交付する方法により行うものとする。

(重要な変更の届出)

第二十三条 法第五十四条第一項の主務省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

- 一 法第五十二条第二項第一号に掲げる事項に係る変更
- 二 法第五十二条第二項第二号イに掲げる事項に係る変更（特定重要設備の導入の内容を変更する場合におけるものに限る。）

三 法第五十二条第二項第二号口に掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 特定重要設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法國等（個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更（住所の変更にあっては、国名を変更する場合におけるものに限る。以下この項において同じ。）

ロ 第十一条第五号に掲げる事項に係る変更（工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。）

四 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十三条第一号に掲げる事項に係る変更

ロ 構成設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法國等（個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更

ハ 第十三条第六号に掲げる事項に係る変更（工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。）

五 法第五十二条第二項第三号イに掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

六 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の名称、住所又は設立準拠法國等（個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合（重要維持管理等の委託の相手方の名称（個人である場合にあっては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）

七 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十五条第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

ロ 再委託の相手方等の名称、住所又は設立準拠法國等（個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合（再委託の相手方等の名称（個人である場合にあっては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）

八 第十六条各号に掲げる事項に係る変更

2 法第五十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）の導入等計画書の変更の案は、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第七（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては様式第七（二）によるものとする。

3 法第五十四条第一項の主務省令で定める書類は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあっては法第五十四条第一項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあっては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法國等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4 法第五十四条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。）であって、導入等計画書を変更して他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

5 法第五十四条第二項において準用する法第五十二条第八項の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあっては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあっては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をする場合にあっては様式第七（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をする場合にあっては様式第七（二）により行うものとする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法國等に変更がないときは、同項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

6 法第五十四条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあっては様式第八（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあっては様式第八（二）により行うものとする。

（軽微な変更）

第二十四条 法第五十四条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 法第五十二条第二項第二号口に掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 特定重要設備の供給者の住所の変更（国名を変更する場合におけるものを除く。以下この条において同じ。）

ロ 第十一条第二号に掲げる事項のうち、特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

（1）当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

（2）当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

（3）当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

ハ 第十一条第五号に掲げる事項に係る変更（前条第一項第三号ロに該当するものを除く。）

二 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 構成設備の供給者の住所の変更

ロ 第十三条第三号に掲げる事項のうち、構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

（1）当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

（2）当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

（3）当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

ハ 第十三条第六号に掲げる事項に係る変更（前条第一項第四号ハに該当するものを除く。）

三 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 重要維持管理等の委託の相手方の住所の変更

ロ 第十四条第二号に掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

- (1) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
- (2) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
- (3) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

四 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

- イ 再委託の相手方等の住所の変更
- ロ 第十五条第四号に掲げる事項のうち、再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）
 - (1) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
 - (2) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
 - (3) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

（変更の報告）

第二十五条 法第五十四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告（次項の規定による変更に係る事項の報告を除く。以下この項において同じ。）は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあっては法第五十四条第四項の規定による報告の日において有効なものに、その他のものにあっては当該報告の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあっては様式第九（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあっては様式第九（二）により行うものとする。ただし、供給者等の代表者の氏名、住所及び設立準備法規等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

2 法第五十四条第四項の主務省令で定める変更は、構成設備の種類、名称又は機能の変更とする。

3 前項の規定による変更の報告は、様式第十により行うものとする。

（立入検査の証明書）

第二十六条 法第五十八条第二項の規定により特定社会基盤事業者に対する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十一によるものとする。

附 則

この府令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和五年一一月一六日内閣府令第七三号）

この府令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和五年十一月十七日）から施行する。

様式第一（第三条関係）

様式第一（第三条関係）

第　　号	
指 定 通 知 書	
年　　月　　日	
殿	
金融庁長官 (公印省略)	
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 (令和4年法律第43号) 第50条第1項の規定により特定社会基盤事業者と して指定したので、同条第2項の規定により、下記のとおり通知する。	
記	
名　　称	
住　　所	
特定社会基盤事業 の　種　類	
指定をした年月日	

様式第二（第五条関係）

様式第二（第五条関係）

名称等変更届出書

年　月　日

殿

名　　称
代表者の氏名

次のとおり変更するので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第50条第3項の規定により、届け出ます。

変更事項		
名称又は住所	変更前	変更後
変更年月日		
変更の理由		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三（第六条関係）

様式第三（第六条関係）

第 号	
指 定 解 除 通 知 書	
年 月 日	
殿	
金融庁長官 (公印省略)	
<p>経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 (令和4年法律第43号) 第51条の規定により特定社会基盤事業者としての 指定を解除したので、同条において準用する同法第50条第2項の規定により、 下記のとおり通知する。</p>	
記	
名 称	
住 所	
特定社会基盤事業 の 種 類	
指定をした年月日	
指定を解除した 年 月 日	

様式第四（一）（第九条第一項、第二十一条関係）

導入等計画書（特定重要設備の導入を行う場合）

年　月　日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第1項の規定により、特定重要設備の導入を行うので、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の概要

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置する場所	
特定重要設備を使用する場所	

(記載上の注意)

- 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
- 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備から導入を行う特定重要設備を特定する事項（品名、型番号等）を記載すること。
- 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
- 「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

2. 特定重要設備の導入の内容及び時期

内容	導入の目的		
	導入に携わる者に関する事項	名称及び代表者の氏名	
		住所	
		設立準拠法等	
		導入との関係	
時期			

(記載上の注意)

1. 「導入に携わる者に関する事項」の欄には、特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに経由する者たち、次の（1）又は（2）に該当する者に関する情報を記載すること。
 - (1) 特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有する者
 - (2) 特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施する者であって、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得る者
2. 個人である場合にあっては、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること（以下この様式において同じ。）。
3. 「設立準拠法等」の欄にはその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称を記載すること（個人である場合にあっては国籍等を記載すること。以下この様式において同じ。）。
4. 個人である場合にあっては、「設立準拠法等」の欄に記載する情報は、当該個人が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする（以下この様式において同じ。）。
5. 「導入との関係」の欄には、1. の（1）又は（2）のいずれに該当するかを記載した上で、導入に携わる者が行う行為を具体的に記載すること。
6. 「時期」の欄には、特定重要設備を導入するために必要な一連の行為が完了し、役務の提供の用に供する時点を記載すること。具体的な時点が未定である場合には予定年月を記載した上で、「(予定)」と併せて記載すること。

3. 特定重要設備の供給者に関する事項

(1) 特定重要設備の供給者

名称及び代表者の氏名	
------------	--

住所	
設立準拠法國等	

(2) 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法國等又は 国籍等	議決権保有割合 (%) (確認した年月日)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

- 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること(以下の様式において同じ。)。
- 「設立準拠法國等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法國等を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること(以下の様式において同じ。)。
- 「設立準拠法國等又は国籍等」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。

(3) 特定重要設備の供給者の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			

⑧		
---	--	--

(記載上の注意)

「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、特定重要設備の供給者が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。

(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合

年 月 日～ 年 月 日の3年間		
該当あり□、該当なし□		
事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)

(記載上の注意)

- 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
- 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。

(5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地	
(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入に当たって、特定重要設備の供給者が単に自らに対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を充足させていることを確認している。	□

(記載上の注意)

- 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載すること(以下この様式において同じ。)。

2. 確認項目の内容を確認している場合には、その右欄にある□に印を付けること。

4. 構成設備に関する事項

(1) 概要	構成設備の種類		
	構成設備の名称		
	構成設備の機能		
(2) 供給者	名称及び 代表者の氏名		
	住所		
	設立準拠法國等		
(3) 5%以上を直接に保有する者 の総株主等の議決権の 供給者	名称又は氏名	設立準拠法國等又は 国籍等	議決権保有割合 (%) (確認した年月日)
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		
(4) 供給者の役員	氏名	生年月日	国籍等
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
⑧			

(5) 供給者における売上高の割合 と の 取 引 に 係 る 売 上 高 の 割 合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日～ 年 月 日の3年間</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">該当あり□、該当なし□</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">事業年度</th> <th style="text-align: center;">外国政府等の名称</th> <th style="text-align: center;">割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			年 月 日～ 年 月 日の3年間			該当あり□、該当なし□			事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)						
年 月 日～ 年 月 日の3年間																		
該当あり□、該当なし□																		
事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)																
(6) 製造する工場又は事業場の所在地 の 所 在 地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">工場又は事業場の所在地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: left;">(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者がその製造に当たって、構成設備の供給者が単に特定重要設備の供給者に対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該構成設備の供給者が自ら構成設備を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充足させていることを確認していることを確認している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">□</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>			工場又は事業場の所在地			(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者がその製造に当たって、構成設備の供給者が単に特定重要設備の供給者に対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該構成設備の供給者が自ら構成設備を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充足させていることを確認していることを確認している。				□							
工場又は事業場の所在地																		
(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者がその製造に当たって、構成設備の供給者が単に特定重要設備の供給者に対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該構成設備の供給者が自ら構成設備を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充足させていることを確認していることを確認している。																		
	□																	

(記載上の注意)

1. 「構成設備の種類」の欄には、第12条において定める構成設備のうち、該当するものを記載すること。
2. 「構成設備の名称」の欄には、同一の種類の構成設備から導入を行う構成設備を特定する事項（品名又は型番号等）を記載すること。
3. 「構成設備の機能」の欄には、特定重要設備が特定社会基盤役務を安定的に提供するため構成設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
4. 構成設備がISMAPPの登録を受けているクラウドサービスである場合は、「構成設備の名称」の欄に利用するクラウドサービスの名称を、「構成設備の機能」の欄に利用するクラウドサービスが担う機能を、それぞれ記載すること。
5. 構成設備がISMAPPの登録を受けているクラウドサービスである場合は、（3）から（6）までの項の記載及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する記載を省略することができる。

6. (3) の「設立準拠法國等又は国籍等」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。
7. (4) の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、構成設備の供給者が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。
8. 届出日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は(5)の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
9. (5) の「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。
10. 6、7又は9の規定により報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。
11. (6) の確認項目の内容を確認している場合には、その右欄にある□に印を付けること。

5. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目		備考
(1) 特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。		
①-1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されること [※] を確認している。	□	

※ 当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを除く。		
<p>①－2 特定社会基盤事業者^{※1}は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等において、構成設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されること^{※2}を確認している。</p> <p>※1 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p> <p>※2 当該構成設備の供給者によって実施されるものを除く。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>②－1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（特定重要設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装することを確認している。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>②－2 特定社会基盤事業者^{※3}は、構成設備の供給者が特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（構成設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装することを確認している。</p> <p>※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>③－1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）において信頼でき</p>	<input type="checkbox"/>	

る品質保証体制を確立していることを確認している。		
<p>③－2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）において信頼できる品質保証体制を確立していることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>④－1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について、定期的又は隨時に確認を行うことを確認している。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>④－2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について、定期的又は隨時に確認を行うことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>⑤－1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定重要設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限することを確認している。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>⑤－2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が構成設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限することを確認している。</p>	<input type="checkbox"/>	

※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
⑥ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備をインターネット回線と接続する場合には、特定重要設備に、不正なアクセス等を防ぐための機能を実装し、その利用マニュアル・ガイダンス等を自ら適切に整備・実施している。	<input type="checkbox"/>	
⑦ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者及び特定重要設備の導入に携わる者が、特定重要設備の設置等に際して不正な変更を加えることを防止する体制を確立していることを確認している。	<input type="checkbox"/>	
⑧-1 特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、特定重要設備の供給者が詳細な調査や立入検査等に協力をすることが担保されていることを確認している。	<input type="checkbox"/>	
⑧-2 特定社会基盤事業者 [*] は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、構成設備の供給者が詳細な調査や立入検査等に協力をすることが担保されていることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>	
(2) 特定重要設備又は構成設備について、将来的に保守・点検等が必要となることが見込まれる場合に、当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に限られるかどうか等の実態も踏まえ、供給者を選定している。		
⑨-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に講じられることを確認している。	<input type="checkbox"/>	
⑨-2 特定社会基盤事業者 [*] は、構成設備の供給者によるサービス保証（故障対応	<input type="checkbox"/>	

<p>や脆弱性対応等)が十分に講じられることが確認している。</p> <p>※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p>		
<p>⑩－1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備のサービス保証(故障対応や脆弱性対応等)が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>⑩－2 特定社会基盤事業者*は、構成設備のサービス保証(故障対応や脆弱性対応等)が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。</p> <p>※ 特定重要設備の供給者において検討している場合も含む。</p>	<input type="checkbox"/>	
(3) 特定重要設備及び構成設備について、不正な妨害が行われる兆候を把握可能な体制がとられており、不正な妨害が加えられた場合であっても、冗長性が確保されているなど、役務の提供に支障を及ぼさない構成となっている。		
<p>⑪ 特定社会基盤事業者は、ランサムウェアに感染した場合等の特定重要設備に対する不正な妨害が行われたときであっても役務の提供が継続できる体制(バックアップの取得・隔離管理、復旧手順の明確化・具体化、代替設備との交換等)について、自ら整備している。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>⑫ 特定社会基盤事業者は、情報の漏洩等の情報セキュリティインシデントが発生した場合の対応方針・体制(マニュアル等の整備、定期的なインシデント対応の訓練等)を自ら整備している。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>⑬ 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備についてアクセス制御に関する仕組みを講じ、特定重要設備に対する不正なアクセスを監視する仕組みを導入までに実装することを確認している。</p>	<input type="checkbox"/>	

(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。		
⑭-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、届出を行う日の前日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。	<input type="checkbox"/>	
⑭-2 特定社会基盤事業者 [※] は、構成設備の供給者が、届出を行う日の前日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>	
(5) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。		
⑮-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。	<input type="checkbox"/>	
⑮-2 特定社会基盤事業者 [※] は、構成設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は特	<input type="checkbox"/>	

<p>定重要設備の供給者等に対して報告することを契約等により担保している。</p> <p>※ 特定重要設備の供給者等を通じて担保している場合も含む。</p>		
<p>⑯ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備を設置し又は使用する場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等(供給者の総株主等の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。)の立地する場所の法的環境等により、当該機器の映像情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>(6) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p>		
<p>⑰ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、設備又は部品を製造する工場等の所在地、作業に従事する者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p> <p>また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。</p>	<input type="checkbox"/>	

(記載上の注意)

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。
2. 構成設備が ISMAP の登録を受けているクラウドサービスである場合は、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る①-2、②

－2、③－2、④－2、⑤－2、⑧－2、⑨－2、⑩－2の項目に関する記載を、それぞれ省略することができる。

3. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載すること。

4. ①－2、②－2、③－2、④－2、⑤－2、⑧－2、⑨－2、⑩－2、⑪－2、⑫－2の项目的措置を講じていることを証する書類は、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者は、それぞれ特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

6. 備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第四（二）（第九条第一項、第二十一条関係）

導入等計画書（特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合）

年　月　日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第1項の規定により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせるので、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の概要

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置する場所	
特定重要設備を使用する場所	

(記載上の注意)

- 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
- 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備から重要維持管理等を行わせる特定重要設備を特定する事項（品名、型番号等）を記載すること。
- 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
- 「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

2. 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

重要維持管理等の委託の内容	目的	
	行わせる重要維持管理等の内容	
	重要維持管理等を行う場所	
重要維持管理等を行わせる時期又は期間		

(記載上の注意)

「重要維持管理等を行わせる時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる時期を、反復・継続的な重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。具体的な時点が未定である場合には予定年月を記載した上で、「(予定)」と併せて記載すること。

3. 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

(1) 重要維持管理等の委託の相手方

名称及び代表者の氏名	
住所	
設立準拠法國等	

(記載上の注意)

1. 個人である場合にあっては、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること（以下この様式において同じ。）。
2. 「設立準拠法國等」の欄にはその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称を記載すること（個人である場合にあっては国籍等を記載すること。以下この様式において同じ。）。
3. 個人である場合にあっては、「設立準拠法國等」の欄に記載する情報は、当該個人が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする（以下この様式において同じ。）。

(2) 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法國等又は	議決権保有割合 (%)
--	--------	-----------	-------------

		国籍等	(確認した年月日)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

- 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 「設立準拠法國等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法國等を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 「設立準拠法國等又は国籍等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。

(3) 重要維持管理等の委託の相手方の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤

事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。

(4) 重要維持管理等の委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合

年 月 日～ 年 月 日の3年間 該当あり□、該当なし□		
事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)

(記載上の注意)

- 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
- 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。

4. 重要維持管理等の再委託に関する事項

(1) は 期 間 内 容 及 び 時 期 又 は 期 間	行わせる重要維持管 理等の内容	
	重要維持管理等を行 う場所	
	重要維持管理等を再 委託して行わせる時 期又は期間	
(2) 相 手 方 再 委 託 の	名称及び代表者の氏 名	
	住所	
	設立準拠法等	

(3) の 5% 以 上 を 直 接 に 保 有 す る 者 の 議 決 権	名称又は 氏名	設立準拠法國等又は 国籍等	議決権保有割合 (%) (確認した年月日)
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		

(4) 再委託 の 相手方 の 役員	氏名	生年月日	国籍等
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		

(5) 再委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合	年月日～年月日の3年間 該当あり□、該当なし□		
	事業年度	外国政府等の名称	割合(%)

(記載上の注意)

1. 再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間並びに当該再委託の相手方に関する事項も記載すること。
2. 「重要維持管理等を再委託して行わせる時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる時期を、反復・継続的な重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。
3. 第17条の規定に基づき、重要維持管理等の再委託に関する事項（当該重要維持管理等の再委託に係る第15条第3号に掲げる事項を除く。）の記載を省略するときは、その旨をそれぞれの記載事項に該当する欄に記載した上で、第17条各号に掲げる場合に該当することを証する書類を添付するとともに、講じた措置の概要を「6. 備考」の欄に記載すること。
4. (3)の「設立準備法等又は国籍等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。
5. (4)の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。
6. 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における重要維持管理等の再委託の相手方の売上高の総額の

うちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の 25 以上である場合は（5）の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

7. （5）の「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。

8. 4、5 又は 7 の規定により報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

5. 重要維持管理等の委託に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目		備考
(1) 委託された重要維持管理等の実施に当たり、委託（再委託を含む。）を受けた者（その従業員等を含む。）によって、特定重要設備について特定社会基盤事業者が意図しない変更が加えられることを防止するために必要な管理等がなされ、その管理等に関する事項を特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。		
① 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、特定重要設備の操作ログや作業履歴等の保管に関する手順及びその確認に関する手順が明確に定められており、当該操作ログや作業履歴等の確認等により不正な変更の有無を定期的又は隨時に確認することについて確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手を通じて確認している場合も含む。	□	
② 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の状況を把握し、既存の設備について最新のセキュリティパッチが適用されているかどうか等の資産の管理を定期的に行っており、また、今後交換する予定の設備についても同様に資産の管理を定期的に行うこととしている。	□	

<p>③ 特定社会基盤事業者[※]は、委託の相手方及び再委託の相手方等が保有している設計書や設備等の情報について、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外が当該情報にアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防御）に適切に制限することを確認している。</p> <p>※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>④ 特定社会基盤事業者[※]は、委託の相手方及び再委託の相手方等が、重要維持管理等の実施環境において、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外がアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防御）に適切に制限することを確認している。</p> <p>※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>⑤ 特定社会基盤事業者[※]は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、重要維持管理等を実施する要員や管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティリテラシーの維持向上に努めていることを確認している。</p> <p>※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>(2) 重要維持管理等の再委託が行われる場合においては、再委託を受けた者のサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が、再委託を行った者を通じて特定社会基盤事業者に提供され、また、再委託を行</p>		

ことについてあらかじめ特定社会基盤事業者の承認を受けることが契約等により担保されている。		
⑥ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が再委託を行うに当たり、特定社会基盤事業者の承認を得ることを要件としており、再委託の相手方等に対しても、さらに再委託を行う場合には特定社会基盤事業者の承認を受けること等を要件として課していることを確認している。	<input type="checkbox"/>	
⑦ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方との契約において再委託の相手方等が委託の相手方と同等のサイバーセキュリティ対策を確保することを、再委託を行う場合の条件として設定することを要件としている。	<input type="checkbox"/>	
(3) 特定社会基盤事業者が、委託の相手方が契約に反して重要維持管理等の役務の提供を中断又は停止するおそれがないかを確認している。		
⑧ 特定社会基盤事業者 [※] は、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業安定性を、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業計画（例えば、中期経営計画等）、資産状況及び役務の提供実績等により確認している。 ※ 再委託の相手方等については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>	
(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。		
⑨-1 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、届出を行う日の前日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。	<input type="checkbox"/>	

<p>⑨－2 特定社会基盤事業者は、再委託の相手方等が、届出を行う日の前日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。</p> <p>※ 委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>(5) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。</p>		
<p>⑩－1 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>⑩－2 特定社会基盤事業者は、再委託の相手方等が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は再委託を行った者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は再委託を行った者に対して報告することを契約等により担保している。</p> <p>※ 再委託を行った者を通じて担保している場合も含む。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>⑪ 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等を実施する場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等（供給者の総株主等の議決権の過半数を直接又は</p>	<input type="checkbox"/>	

<p>間接に保有する者の本社等を含む。)の立地する場所の法的環境等により、当該機器の情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。</p> <p>(6) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p> <p>⑫ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p> <p>また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。</p>	<input type="checkbox"/>	
---	--------------------------	--

(記載上の注意)

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。
2. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載すること。
3. ①、③、④、⑤、⑧、⑨-2、⑩-2の項目の措置を講じていることを証する書類（①、③、④、⑥、⑧については再委託の相手方等に関するものに限る。）は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等は、それぞれ特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

6. 備考



注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第五（一）（第十条第二項関係）

緊急導入等届出書（特定重要設備の導入を行った場合）

年　月　日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第11項の規定により、特定重要設備の導入を行ったので、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の導入を行うことが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に導入を行う必要があつた期日	
⑤ 導入等計画書の届出によつては対応ができなかつた理由	
(2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと	
① (1) ①が生じた原因	
② (1) ①を把握した時期	

③ (1) ①の発生を回避できなかった理由	
(3)他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行うことが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと	
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行った導入との関係	
(4) 特定重要設備の導入を緊急に行う他に適当な方法がなかったこと	
① 緊急に導入を行う以外に検討した他の手段の内容	
② 他の手段によっては(1)①に対応できなかった理由	

2. 特定重要設備の概要

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置した場所	
特定重要設備を使用している場所	

(記載上の注意)

- 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
- 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備から導入を行った特定重要設備を特定する事項（品名、型番号等）を記載すること。
- 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
- 「特定重要設備を設置した場所」及び「特定重要設備を使用している場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

3. 特定重要設備の導入の内容及び時期

導入の目的	
-------	--

内容	導入に携わる者に関する事項	名称及び代表者の氏名	
	住所		
	設立準拠法規等		
	導入との関係		
時期			

(記載上の注意)

1. 「導入に携わる者に関する事項」の欄には、特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに経由した者のうち、次の（1）又は（2）に該当する者に関する情報を記載すること。
 - (1) 特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有した者
 - (2) 特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施した者であって、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得た者
2. 個人である場合にあっては、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること（以下この様式において同じ。）。
3. 「設立準拠法規等」の欄にはその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称を記載すること（個人である場合にあっては国籍等を記載すること。以下この様式において同じ。）。
4. 個人である場合にあっては、「設立準拠法規等」の欄に記載する情報は、当該個人が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする（以下この様式において同じ。）。
5. 「導入との関係」の欄には、1. の（1）又は（2）のいずれに該当するかを記載した上で、導入に携わる者が行った行為を具体的に記載すること。
6. 「時期」の欄には、特定重要設備を導入するために必要な一連の行為が完了し、役務の提供の用に供した時点を記載すること。

4. 特定重要設備の供給者に関する事項

(1) 特定重要設備の供給者

名称及び代表者の氏名	
住所	
設立準拠法規等	

(2) 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法國等又は国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

- 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること(以下の様式において同じ。)。
- 「設立準拠法國等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法國等を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること(以下の様式において同じ。)。
- 「設立準拠法國等又は国籍等」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。

(3) 特定重要設備の供給者の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、特定重要設備の供給者が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。

(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合

年 月 日～ 年 月 日の3年間		
該当あり□、該当なし□		
事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)

(記載上の注意)

- 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
- 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。

(5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地	
(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入に当たって、特定重要設備の供給者が単に自らに対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を充足させたことを確認した。	□

(記載上の注意)

- 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載すること(以下この様式において同じ。)。
- 確認項目の内容を確認した場合には、その右欄にある□に印を付けること。

5. 構成設備に関する事項

(1) 概要	構成設備の種類		
	構成設備の名称		
	構成設備の機能		
(2) 供給者	名称及び 代表者の氏名		
	住所		
	設立準拠法國等		
(3) 5%以上を直接に保有する者の議決権の 供給者	名称又は氏名	設立準拠法國等又は 国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		
(4) 供給者の役員		氏名	生年月日
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		

(5) との取引に係る売上高の割合 における供給者等	<p style="text-align: center;">年 月 日～ 年 月 日の3年間 該当あり□、該当なし□</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業年度</th> <th style="text-align: center;">外国政府等の名称</th> <th style="text-align: center;">割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)									
事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)													
(6) 地 製造する工場又は事業場の所在	<p style="text-align: center;">工場又は事業場の所在地</p> <p>(確認項目)</p> <p>特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者がその製造に当たって、構成設備の供給者が単に特定重要設備の供給者に対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該構成設備の供給者が自ら構成設備を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充足させたことを確認したことを確認した。</p>	<input type="checkbox"/>													

(記載上の注意)

1. 「構成設備の種類」の欄には、第12条において定める構成設備のうち、該当するものを記載すること。
2. 「構成設備の名称」の欄には、同一の種類の構成設備から導入を行った構成設備を特定する事項（品名又は型番号等）を記載すること。
3. 「構成設備の機能」の欄には、特定重要設備が特定社会基盤役務を安定的に提供するため構成設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
4. 構成設備がISMAPPの登録を受けているクラウドサービスである場合は、「構成設備の名称」の欄に利用するクラウドサービスの名称を、「構成設備の機能」の欄に利用するクラウドサービスが担う機能を、それぞれ記載すること。
5. 構成設備がISMAPPの登録を受けているクラウドサービスである場合は、(3)から(6)までの項の記載及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する記載を省略することができる。

6. (3) の「設立準拠法國等又は国籍等」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。
7. (4) の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、構成設備の供給者が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。
8. 届出日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は(5)の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
9. (5) の「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。
10. 6、7又は9の規定により報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。
11. (6) の確認項目の内容を確認した場合には、その右欄にある□に印を付けること。

6. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目		備考
(1) 特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。		
①-1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されたことを確認している。	□	

※ 当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されたものを除く。		
<p>①－2 特定社会基盤事業者^{※1}は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等において、構成設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されたこと^{※2}を確認している。</p> <p>※1 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p> <p>※2 当該構成設備の供給者によって実施されたものを除く。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>②－1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（特定重要設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装したことを確認している。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>②－2 特定社会基盤事業者^{※3}は、構成設備の供給者が特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（構成設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装したことを確認している。</p> <p>※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>③－1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）において、信頼で</p>	<input type="checkbox"/>	

きる品質保証体制の下開発したことを確認している。		
③－2 特定社会基盤事業者 [*] は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）において、信頼できる品質保証体制の下開発したことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>	
④－1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について定期的又は隨時に確認し、製造したことを確認している。	<input type="checkbox"/>	
④－2 特定社会基盤事業者 [*] は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について定期的又は隨時に確認し、製造したことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>	
⑤－1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定重要設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限していたことを確認している。	<input type="checkbox"/>	
⑤－2 特定社会基盤事業者 [*] は、構成設備の供給者が構成設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限していたことを確認している。	<input type="checkbox"/>	

※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
⑥ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備をインターネット回線と接続する場合には、特定重要設備に、不正なアクセス等を防ぐための機能を実装し、その利用マニュアル・ガイダンス等を自ら適切に整備・実施している。	<input type="checkbox"/>	
⑦ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者及び特定重要設備の導入に携わる者が、特定重要設備の設置等に際して不正な変更を加えることを防止する体制の下、設置等を行ったことを確認している。	<input type="checkbox"/>	
⑧－1 特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、特定重要設備の供給者が詳細な調査や立入検査等に協力をすることが担保されていることを確認している。	<input type="checkbox"/>	
⑧－2 特定社会基盤事業者 [*] は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、構成設備の供給者が詳細な調査や立入検査等に協力をすることが担保されていることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>	
(2) 特定重要設備又は構成設備について、将来的に保守・点検等が必要となることが見込まれる場合に、当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に限られるかどうか等の実態も踏まえ、供給者を選定している。		
⑨－1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に講じられることを確認している。	<input type="checkbox"/>	

<p>⑨－2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に講じられることを確認している。</p> <p>※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>⑩－1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>⑩－2 特定社会基盤事業者は、構成設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。</p> <p>※ 特定重要設備の供給者において検討している場合も含む。</p>	<input type="checkbox"/>	
(3) 特定重要設備及び構成設備について、不正な妨害が行われる兆候を把握可能な体制がとられており、不正な妨害が加えられた場合であっても、冗長性が確保されているなど、役務の提供に支障を及ぼさない構成となっている。		
<p>⑪ 特定社会基盤事業者は、ランサムウェアに感染した場合等の特定重要設備に対する不正な妨害が行われたときであっても役務の提供が継続できる体制（バックアップの取得・隔離管理、復旧手順の明確化・具体化、代替設備との交換等）について、自ら整備している。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>⑫ 特定社会基盤事業者は、情報の漏洩等の情報セキュリティインシデントが発生した場合の対応方針・体制（マニュアル等の整備、定期的なインシデント対応の訓練等）を自ら整備している。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>⑬ 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備についてアクセス制御に関する仕組みを講じ、特定重要設備に対する</p>	<input type="checkbox"/>	

不正なアクセスを監視する仕組みを導入までに実装したことを確認している。		
(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。		
⑭-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、導入を行った日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していなかったことを確認している。	<input type="checkbox"/>	
⑭-2 特定社会基盤事業者 [※] は、構成設備の供給者が、導入を行った日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していなかったことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>	
(5) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。		
⑮-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。	<input type="checkbox"/>	
⑮-2 特定社会基盤事業者 [※] は、構成設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等との契	<input type="checkbox"/>	

<p>約に違反する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等に対して報告することを契約等により担保している。</p> <p>※ 特定重要設備の供給者等を通じて担保している場合も含む。</p>		
<p>⑯ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備を設置し又は使用している場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等（供給者の総株主等の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該機器の映像情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>(6) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p>		
<p>⑰ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、設備又は部品を製造する工場等の所在地、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p> <p>また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。</p>	<input type="checkbox"/>	

(記載上の注意)

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。
2. 構成設備が I-SMAP の登録を受けているクラウドサービスである場合は、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る①-2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑧-2、⑨-2、⑩-2 の項目に関する記載を、それぞれ省略することができる。
3. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載すること。
4. ①-2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑧-2、⑨-2、⑩-2、⑪-2、⑫-2 の項目の措置を講じていることを証する書類は、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者は、それぞれ特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

7. 備考



注 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第五（二）（第十条第二項関係）

様式第五（二）（第十条第二項関係）

緊急導入等届出書（特定重要設備の重要維持管理等を行わせた場合）

年　月　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第11項の規定により、重要維持管理等を行わせたので、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の重要維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合であつた理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に重要維持管理等を行わせる必要があった期日	
⑤ 導入等計画書の届出によっては対応ができないかった理由	
(2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと	

① (1) ①が生じた原因	
② (1) ①を把握した時期	
③ (1) ①の発生を回避できなかった理由	
(3)他の事業者に委託して重要維持管理等を緊急に行わせることが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと	
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行わせた重要維持管理等との関係	
(4)特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせる他に適当な方法がなかったこと	
① 緊急に重要維持管理等を行わせる以外に検討した他の手段の内容	
② 他の手段によっては(1) ①に対応できなかった理由	

2. 特定重要設備の概要

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置した場所	
特定重要設備を使用している場所	

(記載上の注意)

- 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
- 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備から重要維持管理等を行わせた特定重要設備を特定する事項（品名、型番号等）を記載すること。
- 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。

4. 「特定重要設備を設置した場所」及び「特定重要設備を使用している場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

3. 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

重要維持管理等の委託の内容	目的 行わせた重要維持管理等の内容	
	重要維持管理等を行った又は行っている場所	
重要維持管理等を行わせた時期又は期間		

(記載上の注意)

「重要維持管理等を行わせた時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせた時期を、反復・継続的な重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。

4. 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

(1) 重要維持管理等の委託の相手方

名称及び代表者の氏名	
住所	
設立準拠法國等	

(記載上の注意)

- 個人である場合にあっては、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 「設立準拠法國等」の欄にはその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称を記載すること（個人である場合にあっては国籍等を記載すること。以下この様式において同じ。）。
- 個人である場合にあっては、「設立準拠法國等」の欄に記載する情報は、当該個人が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする（以下この様式において同じ。）。

(2) 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法國等又は国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

- 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること(以下の様式において同じ。)。
- 「設立準拠法國等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法國等を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること(以下の様式において同じ。)。
- 「設立準拠法國等又は国籍等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。

(3) 重要維持管理等の委託の相手方の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。

(4) 重要維持管理等の委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合

年 月 日～ 年 月 日の3年間 該当あり□、該当なし□		
事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)

(記載上の注意)

- 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
- 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。

5. 重要維持管理等の再委託に関する事項

問 (1) 内 容 及 び 時 期 又 は 期	行わせた重要維持管理等の内容	
	重要維持管理等を行った又は行っている場所	
	重要維持管理等を再委託して行わせた時期又は期間	

(2) 相手方再委託の	名称及び代表者の氏名		
	住所		
	設立準拠法等		
(3) 5%以上を直接に保有する者の議決権		名称又は氏名	設立準拠法等又は国籍等
	①		議決権保有割合 (%) (確認した年月日)
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
(4) 再委託の相手方の役員		氏名	生年月日
	①		国籍等
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		

(5) 再委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合	年月日～年月日の3年間 該当あり□、該当なし□		
	事業年度	外国政府等の名称	割合(%)

(記載上の注意)

1. 再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせた場合にあっては、当該再委託した重要維持管理等の内容及び時期又は期間並びに当該再委託の相手方に関する事項も記載すること。
2. 「重要維持管理等を再委託して行わせた時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせた時期を、反復・継続的な重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。
3. 第17条の規定に基づき、重要維持管理等の再委託に関する事項（当該重要維持管理等の再委託に係る第15条第3号に掲げる事項を除く。）の記載を省略するときは、その旨をそれぞれの記載事項に該当する欄に記載した上で、第17条各号に掲げる場合に該当することを証する書類を添付するとともに、講じた措置の概要を「7. 備考」の欄に記載すること。
4. (3)の「設立準備法等又は国籍等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。
5. (4)の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。
6. 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における重要維持管理等の再委託の相手方の売上高の総額の

うちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の 25 以上である場合は（5）の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

7. （5）の「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとする。

8. 4、5 又は 7 の規定により報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

6. 重要維持管理等の委託に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

項目		備考
(1) 委託された重要維持管理等の実施に当たり、委託（再委託を含む。）を受けた者（その従業員等を含む。）によって、特定重要設備について特定社会基盤事業者が意図しない変更が加えられることを防止するために必要な管理等がなされ、その管理等に関する事項を特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。		
① 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、特定重要設備の操作ログや作業履歴等の保管に関する手順及びその確認に関する手順が明確に定められており、当該操作ログや作業履歴等の確認等により不正な変更の有無を定期的又は隨時に確認することについて確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手を通じて確認している場合も含む。	□	
② 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の状況を把握し、既存の設備について最新のセキュリティパッチが適用されているかどうか等の資産の管理を定期的に行っており、また、今後交換する予定の設備についても同様に資産の管理を定期的に行うこととしている。	□	

<p>③ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等が保有している設計書や設備等の情報について、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外が当該情報にアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防護）に適切に制限することを確認している。</p> <p>※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>④ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等が、重要維持管理等の実施環境において、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外がアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防護）に適切に制限することを確認している。</p> <p>※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>⑤ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、重要維持管理等を実施する要員や管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティリテラシーの維持向上に努めていることを確認している。</p> <p>※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>(2) 重要維持管理等の再委託が行われる場合においては、再委託を受けた者のサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が、再委託を行った者を通じて特定社会基盤事業者に提供され、また、再委託を行</p>		

ことについてあらかじめ特定社会基盤事業者の承認を受けることが契約等により担保されている。		
⑥ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が再委託を行うに当たり、特定社会基盤事業者の承認を得ることを要件としており、再委託の相手方等に対しても、さらに再委託を行う場合には特定社会基盤事業者の承認を受けること等を要件として課していることを確認している。	<input type="checkbox"/>	
⑦ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方との契約において再委託の相手方等が委託の相手方と同等のサイバーセキュリティ対策を確保することを、再委託を行う場合の条件として設定することを要件としている。	<input type="checkbox"/>	
(3) 特定社会基盤事業者が、委託の相手方が契約に反して重要維持管理等の役務の提供を中断又は停止するおそれがないかを確認している。		
⑧ 特定社会基盤事業者 [*] は、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業安定性を、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業計画（例えば、中期経営計画等）、資産状況及び役務の提供実績等により確認した。 ※ 再委託の相手方等については、委託の相手方を通じて確認した場合も含む。	<input type="checkbox"/>	
(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。		
⑨-1 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、委託を行った日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していなかったことを確認している。	<input type="checkbox"/>	
⑨-2 特定社会基盤事業者 [*] は、再委託の相手方等が、委託を行った日から起算し	<input type="checkbox"/>	

<p>て過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していなかったことを確認している。</p> <p>※ 委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>		
<p>(5) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。</p>		
<p>⑩-1 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>⑩-2 特定社会基盤事業者[*]は、再委託の相手方等が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は再委託を行った者との契約に違反する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は再委託を行った者に対して報告することを契約等により担保している。</p> <p>※ 再委託を行った者を通じて担保している場合も含む。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>⑪ 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等を行った又は行っている場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等（供給者の総株主等の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等に</p>	<input type="checkbox"/>	

より、当該機器の情報の取扱いの適切性 が影響を受けないことを確認している。		
(6) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
⑫ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。 また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。	<input type="checkbox"/>	

(記載上の注意)

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていていることを証する書類を添付すること。
2. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載すること。
3. ①、③、④、⑤、⑧、⑨-2、⑩-2の項目の措置を講じていることを証する書類（①、③、④、⑤、⑧については再委託の相手方等に関するものに限る。）は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等は、それぞれ特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

7. 備考



注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第六（第二十条関係）

勧告の応諾等に関する通知書

年　月　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律
 第52条第7項（第54条第2項において準用する第52条第7項、第54条第5項において準用する同条第2項において準用する第52条第7項、第55条第3項において準用する第52条第7項）の規定により、

導入等計画書

年　月　日付第　号をもって送付された　緊急導入等届出書
 変更の届出書

に係る　特定重要設備の導入　の　内容変更　の勧告について、下記の
 重要維持管理等の委託　中　止　とおり通知します。

記

1. 諸否の別（該当分に○）	イ 応諾する。	ロ 応諾しない。
2. 応諾しない場合の理由		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第七（一）（第二十三条第二項及び第五項関係）

様式第七（一）（第二十三条第二項及び第五項関係）

導入等計画書の変更の案
(特定重要設備の導入を行う場合)

年　月　日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第1項の規定により、導入等計画書の変更を行うので、次のとおり届け出ます。

1. 変更を行う 届出	届出年月日	導入等計画書の届出をした 年月日	
		変更の届出又は報告をした 年月日（複数あるときは、 その直近のもの）	
	特定重要設 備の種類及 び名称		
2. 変更事項			
3. 変更の内容	変更前	変更後	
4. 変更の理由			
5. 変更の時期			
6. 備考			

（記載上の注意）

1. 「1. 変更を行う届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。
2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官に直接に提出することができる項目について変更をする場合は、当該変更をする者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該変更をする者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第七（二）（第二十三条第二項及び第五項関係）

様式第七（二）（第二十三条第二項及び第五項関係）

導入等計画書 の変更の案
緊急導入等届出書
(特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合)

年　月　日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第1項の規定により、導入等計画書の変更（第54条第5項において準用する同条第1項の規定により、緊急導入等届出書の変更）を行うので、次のとおり届け出ます。

1. 変更を行う 届出	届出年月日	導入等計画書（緊急導入等 届出書）の届出をした年月 日	
		変更の届出又は報告をした 年月日（複数あるときは、 その直近のもの）	
	特定重要設 備の種類及 び名称		
2. 変更事項			
3. 変更の内容	変更前		変更後
4. 変更の理由			

5. 変更の時期	
6. 備考	

(記載上の注意)

1. 「1. 変更を行う届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。
2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官に直接に提出することができる項目について変更をする場合は、当該変更をする者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該変更をする者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第八（一）（第二十三条第六項関係）

様式第八（一）（第二十三条第六項関係）

変更の内容を記載した導入等計画書
 （特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合）

年　月　日

殿

住 所
 名 称
 代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第1項の規定により、導入等計画書の変更をしたので、同条第3項に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

(1) 変更をした 届出	届出年月 日	導入等計画書の届出をした 年月日					
		変更の届出又は報告をした 年月日（複数あるときは、 その直近のもの）					
(2) 変更事項							
(3) 変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後		
変更前	変更後						
(4) 変更の理由							
(5) 変更の時期							
(6) 備考							

(記載上の注意)

1. 「(1) 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。
2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。
2. 特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をすることが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に導入を行う必要があつた期日	
⑤ 導入等計画書の変更の案の届出によっては対応ができないなかった理由	
(2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと	
① (1) ①が生じた原因	
② (1) ①を把握した時期	
③ (1) ①の発生を回避できなかつた理由	

(3)他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行うことが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと	
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行った導入との関係	
(4) 特定重要設備の導入を緊急に行う他に適当な方法がなかったこと	
① 緊急に導入を行う以外に検討した他の手段の内容	
② 他の手段によっては(1) ①に対応できなかった理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第八（二）（第二十三条第六項関係）

導入等計画書
変更の内容を記載した
緊急導入等届出書

（重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書（緊急導入等届出書）の
変更をした場合）

年　月　日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第1項の規定により、導入等計画書の変更（第54条第5項において準用する同条第1項の規定により、緊急導入等届出書の変更）をしたので、同条第3項に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

(1) 変更をした届出	届出年月日	導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日	
		変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）	
	特定重要設備の種類及び名称		
(2) 変更事項			

(3) 変更の内容	変更前	変更後
(4) 変更の理由		
(5) 変更の時期		
(6) 備考		

(記載上の注意)

- 「(1) 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。
- 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。
- 特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をすることが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に重要維持管理等を行わせる必要があった期日	
⑤ 導入等計画書の変更の案の届出によっては対応ができないなかった理由	

(2)規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと	
① (1) ①が生じた原因	
② (1) ①を把握した時期	
③ (1) ①の発生を回避できなかった理由	
(3)他の事業者に委託して重要維持管理等を緊急に行わせることが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと	
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行わせた重要維持管理等との関係	
(4)特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせる他に適當な方法がなかったこと	
① 緊急に重要維持管理等を行わせる以外に検討した他の手段の内容	
② 他の手段によっては(1)①に対応できなかった理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第九（一）（第二十五条第一項関係）

様式第九（一）（第二十五条第一項関係）

導入等計画書の変更の報告書
 (特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合)

年　　月　　日

殿

住　　所
 名　　称
 代表者の氏名

導入等計画書に係る事項につき変更をしたので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第4項の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした 届出	届出年月日	導入等計画書の届出をした 年月日	
		変更の届出又は報告をした 年月日（複数あるときは、 その直近のもの）	
	特定重要設 備の種類及 び名称		
2. 変更事項			
3. 変更の内容	変更前		変更後
4. 変更の理由			
5. 変更の時期			
6. 備考			

(記載上の注意)

1. 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この報告を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。
2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第九（二）（第二十五条第一項関係）

様式第九（二）（第二十五条第一項関係）

導入等計画書
緊急導入等届出書 の変更の報告書

（重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書（緊急導入等届出書）
の変更をした場合）

年　月　日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

導入等計画書（緊急導入等届出書）に係る事項につき変更をしたので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第4項（第54条第5項において準用する同条第4項）の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした 届出	届出年月日	導入等計画書（緊急導入等 届出書）の届出をした年月 日	
		変更の届出又は報告をした 年月日（複数あるときは、 その直近のもの）	
	特定重要設 備の種類及 び名称		
重要維持管 理等の委託 の内容			
2. 変更事項			
3. 変更の内容	変更前	変更後	

4. 変更の理由
5. 変更の時期
6. 備考

(記載上の注意)

1. 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この報告を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。
2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十（第二十五条第三項関係）

様式第十（第二十五条第三項関係）

特定重要設備の導入を行った後の
構成設備の変更の報告書

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

導入等計画書（緊急導入等届出書）に係る事項につき変更をしたので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第4項（第54条第5項において準用する同条第4項）の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした 届出	届出年月日	導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日	
		変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）	
	特定重要設備の種類及び名称		
2. 変更事項			
3. 変更の内容		変更前	変更後
	構成設備の種類		
	構成設備の名称		
	構成設備の機能		

供給者	名称		
	住所		
	設立 準拠 法國 等		
	変更を行つた時期		
4. 備考			

(記載上の注意)

1. 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この報告を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。
2. 構成設備の追加又は削除を行った場合は、「変更前」又は「変更後」の欄に「追加」又は「削除」と記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十一（第二十六条関係）

様式第十一(第二十六条関係)

表

年　月　日発行第　号(　年　月　日まで有効)		
職　　名	氏　　名	生　年　月　日
(写真)	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第58条第2項の規定による立入検査証	
(発　行　権　者)		

裏

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律抜粋
 (報告徴収及び立入検査)

第五十八条 (略)

2 主務大臣は、第五十一条、第五十二条第六項及び第十項並びに第五十五条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、特定社会基盤事業者に対し、その行う特定社会基盤事業に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定社会基盤事業者の事務所その他必要な場所に立ち入り、当該特定社会基盤事業に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第四十八条第五項から第七項まで、第五十八条第二項又は第八十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六・七 (略)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。